

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	芦別市 児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦別市は、児童扶養手当関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

芦別市長

公表日

令和3年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、父母が婚姻を解消した児童、父母又は母が一定の障害の状態にある児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、その児童の母や父、又は母や父にかわってその児童を養育している方に対し、児童扶養手当を支給する事務であり、認定請求及び届出に係る審査を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)においては、別表第1項番37に基づく児童扶養手当の支給に関する事務として、次の事務を行う。</p> <p>① 児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>② 児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務</p> <p>③ 手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>④ 未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>⑤ 児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑥ 児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第1章の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【利用範囲】</p> <p>① 番号法第9条第1項及び別表第一第37項</p> <p>② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第29条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【特定個人情報の提供の制限】</p> <p>① 番号法第19条第7号</p> <p>② 番号法別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項 13、16、26、30、47、64、65、87、116項</p> <p>③ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2</p> <p>【特定個人情報の照会の根拠】</p> <p>① 番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」又は「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童扶養手当」が含まれる第57項</p> <p>② 別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第31条(受給資格及びその額の認定の請求に係る審査及び額の改定の請求に係る審査)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	芦別市市民福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	芦別市(市民福祉部福祉課)芦別市北1条東1丁目3番地 0124-27-7368
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	芦別市(市民福祉部福祉課)芦別市北1条東1丁目3番地 0124-27-7368

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月1日	事務の概要	別表第1項番30	別表第1項番37	事後	
平成28年5月1日	事務の概要	⑥ 児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第3条の届出の受理	⑥ 児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第1章の届出の受理	事後	
平成28年5月1日	法令上の根拠	③ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第12条第1号ト及び第3号へ、第19条第1号リ、第35条第1号ロ及び2号ロ、第36条1号ロ及び2号ロ及び第44条第1号リ	③ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第12条第1号ト及び第3号へ、第19条第1号リ、第35条第2号、第36条1号ロ及び2号ロ、及び第44条第1号リ	事後	
平成29年5月1日	②法令上の根拠	③ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第12条第1号ト及び第3号へ、第19条第1号リ、第35条第2号、第36条1号ロ及び2号ロ、及び第44条第1号リ	③ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第12条第1号ヌ及び第3号ヌ、第19条第1号ル、第35条第2号、第36条1号ロ及び2号ロ、及び第44条第1号ル	事後	
平成30年5月1日	② 所属長	福祉課長 南 英樹	福祉課長 鹿山 信樹	事後	
平成30年5月1日	②法令上の根拠	③ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第12条第1号ヌ及び第3号ヌ、第19条第1号ル、第35条第2号、第36条1号ロ及び2号ロ、及び第44条第1号ル	③ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第12条第1号ヌ及び第4号ヌ、第19条第1号ル、第35条第2号、第36条1号ロ及び2号ロ、及び第44条第1号ル	事後	
令和1年5月1日	② 所属長	福祉課長 鹿山 信樹	福祉課長	事後	
令和1年5月1日	②法令上の根拠	③ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第12条第1号ヌ及び第4号ヌ、第19条第1号ル、第35条第2号、第36条1号ロ及び2号ロ、及び第44条第1号ル	③ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第12条第1号ル及び第4号ル、第19条第1号ル、第35条第2号、第36条1号ロ及び2号ロ、及び第44条第1号ル	事後	
令和1年5月1日	IVリスク対策		項目の追加	事後	様式変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	②法令上の根拠	<p>【特定個人情報の提供の制限】</p> <p>① 番号法第19条第7号</p> <p>② 番号法別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる第13項、第16項、第26項、第30項、第47項、第64項、第65項、第87項及び第116項</p> <p>③ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第12条第1号ル及び第4号ヌ、第19条第1号ル、第35条第2号、第36条1号ロ及び2号ロ、及び第44条第1号ル</p> <p>【特定個人情報の照会の根拠】</p> <p>① 番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」又は「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童扶養手当」が含まれる第57項</p> <p>② 別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第31条(受給資格及びその額の認定の請求に係る審査及び額の改定の請求に係る審査)</p>	<p>【特定個人情報の提供の制限】</p> <p>① 番号法第19条第7号</p> <p>② 番号法別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項 13、16、26、30、47、64、65、87、116項</p> <p>③ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2</p> <p>【特定個人情報の照会の根拠】</p> <p>① 番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」又は「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童扶養手当」が含まれる第57項</p> <p>② 別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第31条(受給資格及びその額の認定の請求に係る審査及び額の改定の請求に係る審査)</p>	事後	
令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断 1対象人数 2取扱者数	平成27年1月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	再実施による